すまいる給与補償保険

（団体長期障害所得補償保険）

みなさまに安心して働いていただくために!ご家族の安心のために!

ポイント　すまいる給与補償保険（団体長期障害所得補償保険）の特長

最長61才までのロング補償

ケガや病気により、免責期間90日を超えても仕事ができない状態が継続し、保険金お支払いの条件を満たしている場合、最長61才（てん補期間が3年に満たない場合は3年）まで補償を受けることができます。
※就業障害の状況によっては、61才まで補償しないことがあります。

一部復職後も引き続き補償

職場復帰後も障害が残り、所得が20%超減少している場合は、その減少割合に応じて補償します。
※保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません。

国内外・業務中・業務外を問わず補償

ケガや病気の発生が、国内外を問わず、また業務中・業務外を問わず、24時間補償します。

うつ病等の精神障害（最長5年間）、妊娠や天災により被った身体障害による就業障害も補償

躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で5年間所得を補償します。（ただし、基本補償のてん補期間を超えないものとします。）また妊娠、出産、早産または流産、および天災によって被った身体障害による就業障害の場合も補償します。
※精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）、天災危険補償特約セット

団体でしか加入できない保険です。団体割引30%適用!

1　長期間働けず収入もストップ・・・

もし、長期間働けなくなったら・・・

ケガや病気により休職する場合、給与が失われ社会保障給付等に頼らざるを得ません。
しかし、この公的保障による給付は約3年で終了し、収入が大幅に減少します!
（ただし、所定の重度障害に該当した場合には、障害共済年金等が給付されます）

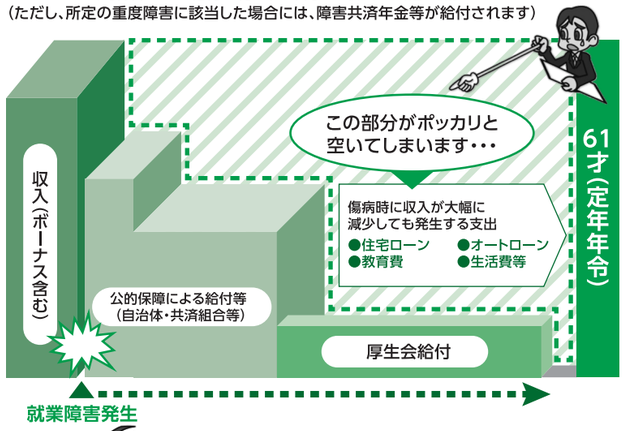

多くの方が、治療の長期化への不安を感じています。

ケガや病気により、入院が長引いたときなどについては、多くの人が不安を感じています。皆様が安心して働くためにも、長期療養にともなう収入の喪失を補うすまいる給与補償保険へのご加入をご検討ください。

病気やケガに対する不安…

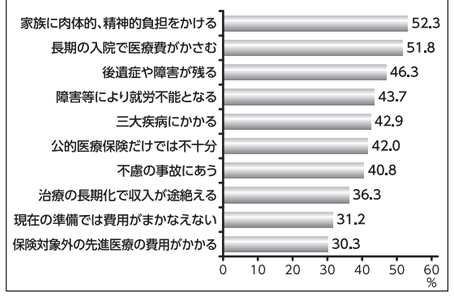

〈出典：生命保険文化センター／「令和元年度　生活保障に関する調査」より〉

お受取例　¥　すまいる給与補償保険に加入してよかった!

38才（女性）
初めての妊娠で、妊娠高血圧症候群と診断され安静が必要となった。
（休職期間について保険金受取り）

Aさんは、妊娠6か月目に入ってすぐに妊娠高血圧症候群と診断され、出産まで安静に過ごすことが必要となりました。出産後もしばらく血圧が高い状態が続き3か月間休職しました。

29才（男性）
精神障害（うつ病）による就業障害となった。
（職場復帰まで最長5年間の保険金受取り）

体調不良により時々休んでいたBさんは、病院でうつ病との診断を受けました。約3年間にわたり休職することになりました。
この保険の補償を受けながら通院治療し、その後復職しました。

45才（男性）
くも膜下出血で緊急入院、復帰が見込まれない状態となった。
（最長61才まで保険金受取り）

突然の激烈な頭痛、嘔吐、意識障害により倒れて緊急入院したCさんは、その後も意識が戻らず寝たきりとなり、職場復帰は見込まれない状態となりました。妻と高校生の子どもたちとの今後の生活は、障害年金とこの保険での補償で支えられています。

50才（男性）
慢性腎不全による透析でフルタイム出勤が困難となった。
（所得の減収割合に応じて保険金受取り）

Dさんは、慢性腎不全となり、約3年間にわたり就業できなくなりました。当初は全く就業できない状態でしたが、透析治療で症状が改善し、現時点では週3回の透析治療を受けながら、一部職場復帰しています。この保険で毎月保険金を受け取っています。

2　補償イメージ

※図については一例です。公的保障による給付等には個人差があります。

保険金の支払開始から2年9か月経過後、保険金額がステップアップ（増額）します（Aタイプは5万円の定額）

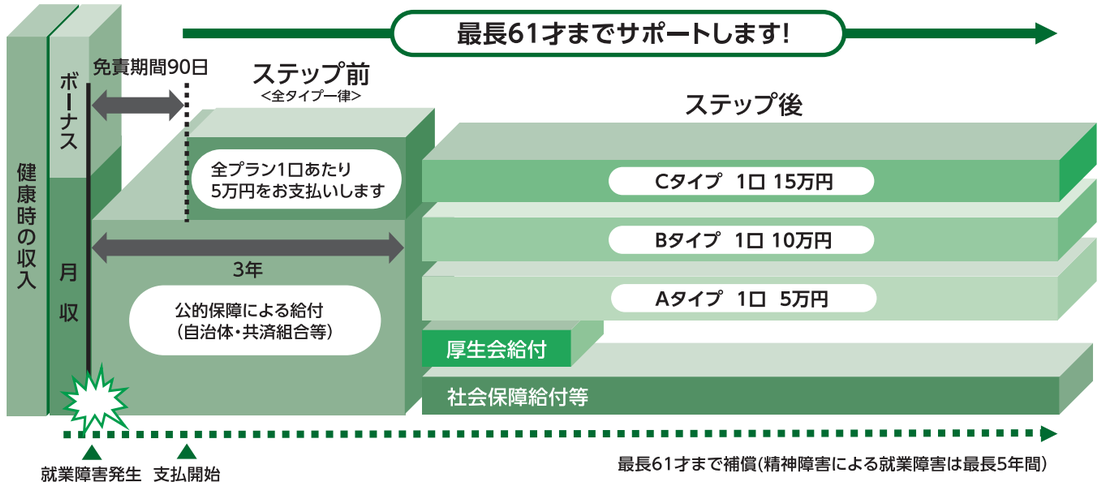

やむなく退職された場合も保険金のお支払い条件が満たされる限り、最長61才まで補償が続きます!

※この保険とは別に障害の原因や程度によって、公的な給付を受けることができる場合もあります。（地方公務員災害補償、共済組合障害年金給付）
（注）補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

■ご加入タイプと保険料：払込方法　月払（12回）

●1口（保険金月額 5 万円）あたりの保険料です。最高 2口までご加入いただけます。
● B・Cタイプの保険金月額は、保険金支払開始2年9か月経過後よりステップ後の保険金月額に変動します。（Aタイプは5万円定額です）

タイプ		A		B		C	
保険金月額		ステップ前 5万円 ステップ後 5万円		ステップ前 5万円 ステップ後 10万円		ステップ前 5万円 ステップ後 15万円	
性別（被保険者）		男性	女性	男性	女性	男性	女性
タイプ名		AN	AY	BN	BY	CN	CY
2024年3月1日時点の満年令	18～24才	396円	300円	644円	466円	894円	632円
	25～29才	420円	417円	681円	633円	942円	849円
	30～34才	526円	562円	819円	855円	1,112円	1,147円
	35～39才	680円	798円	1,051円	1,229円	1,421円	1,659円
	40～44才	930円	1,046円	1,444円	1,696円	1,957円	2,346円
	45～49才	1,239円	1,381円	1,910円	2,217円	2,581円	3,053円
	50～54才	1,458円	1,547円	2,136円	2,327円	2,815円	3,109円
	55～59才	1,233円	1,188円	1,313円	1,267円	1,391円	1,345円
	60才	1,979円	1,807円	2,119円	1,935円	2,258円	2,065円

※記載の保険料は団体割引30%を適用しています。
※被保険者年令は、2024年3月1日時点の満年令です。

■ てん補期間：61才に達した日(※)の属する事業年度の末日まで、またはてん補期間の満了日までの期間が3年に満たない被保険者については3年間(※)61才に達した日とは、61才の誕生日の前日をいいます。■ 免責期間90日　■ 精神障害補償特約セット
■ 妊娠に伴う身体障害補償特約セット（女性のみ）　■ 天災危険補償特約セット

＊ 2口以下で設定してください。［1口（5万円）の倍数］
＊ ステップ前の保険金月額が平均所得額(※)の20%以内、ステップ後の保険金月額が平均所得額(※)の50%以内になるように設定してください。

(※)「平均所得額」とは、お申込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。なお、保険金額が被保険者の平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

例　34才男性 年収600万円（給与+賞与合計額）の場合
ステップ前：600万円 /12×20% ＝10万円限度
ステップ後：600万円 /12×50% ＝25万円限度
・Aタイプ＝10万円÷5万円（ステップ前1口）＝2口
5万円（ステップ後1口）×2口<25万円　⇒2口まで可能
・Bタイプ＝10万円÷5万円（ステップ前1口）＝2口
10万円（ステップ後1口）×2口<25万円　⇒2口まで可能
・Cタイプ＝10万円÷5万円（ステップ前1口）＝2口
15万円（ステップ後1口）×2口>25万円　⇒1口まで可能

就労支援トータルサービスのご案内

すまいる給与補償保険に加入された被保険者（補償の対象となる方）は以下のサービスをご利用いただけます。

■メンタルご相談
メンタル相談サポート
メンタルITサポート

■健康・医療・介護ご相談
健康・医療・介護のご相談
セルフ健康診断サポート　病院情報のご提供

■各種手続きご相談
税務・フィナンシャルサポート
公的給付申請サポート　福祉情報のご提供

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。
※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。　※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。
※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認ください。